

## ① 地方交付税措置の拡充

- 相談員の処遇改善を図るなど、安定的に消費者行政を行うことができるよう、**消費者行政に係る地方交付税措置を拡充し、地方公共団体の消費者行政予算(自主財源)の充実を促進。**

平成20年度

約90億円

<都道府県>人口170万人の標準団体  
基準財政需要額: 約3,000万円  
<市町村>人口10万人の標準団体  
基準財政需要額: 約500万円

約3倍に増加



現在

約270億円

<都道府県>人口170万人の標準団体  
基準財政需要額: 約9,600万円  
<市町村>人口10万人の標準団体  
基準財政需要額: 約1,500万円

## ② 交付金による支援

- 地方消費者行政の充実・強化のため、消費生活相談体制の整備等に取り組む地方公共団体に対し、**交付金による支援を実施。**

### 地方消費者行政活性化基金

(期間) H20補正～H26 R2まで活用可能

(補助率) 定額

- ◆ “集中育成・強化期間”(H21～H23)において、消費者行政強化に取り組む地方公共団体を集中的に支援するために基金を造成。
- ◆ 消費生活センターの設置・拡充、相談員のレベルアップ等のメニューから、地域の実情に応じて柔軟に選択して事業を実施。

### 地方消費者行政推進交付金

(期間) H26補正～H29

(補助率) 定額

- ◆ ①消費生活相談体制の維持・充実、②消費者問題解決力の高い地域社会作り等による消費者行政推進、③国が提案する政策テーマに対応した地方公共団体の先駆的な取組を支援。
- ◆ H29を事業開始年度の終期として、取組の充実を図り、その後は自主財源による安定的な取組に移行。

### 地方消費者行政強化交付金

(期間) H30～

(補助率)【強化事業】原則1/2 【推進事業】定額

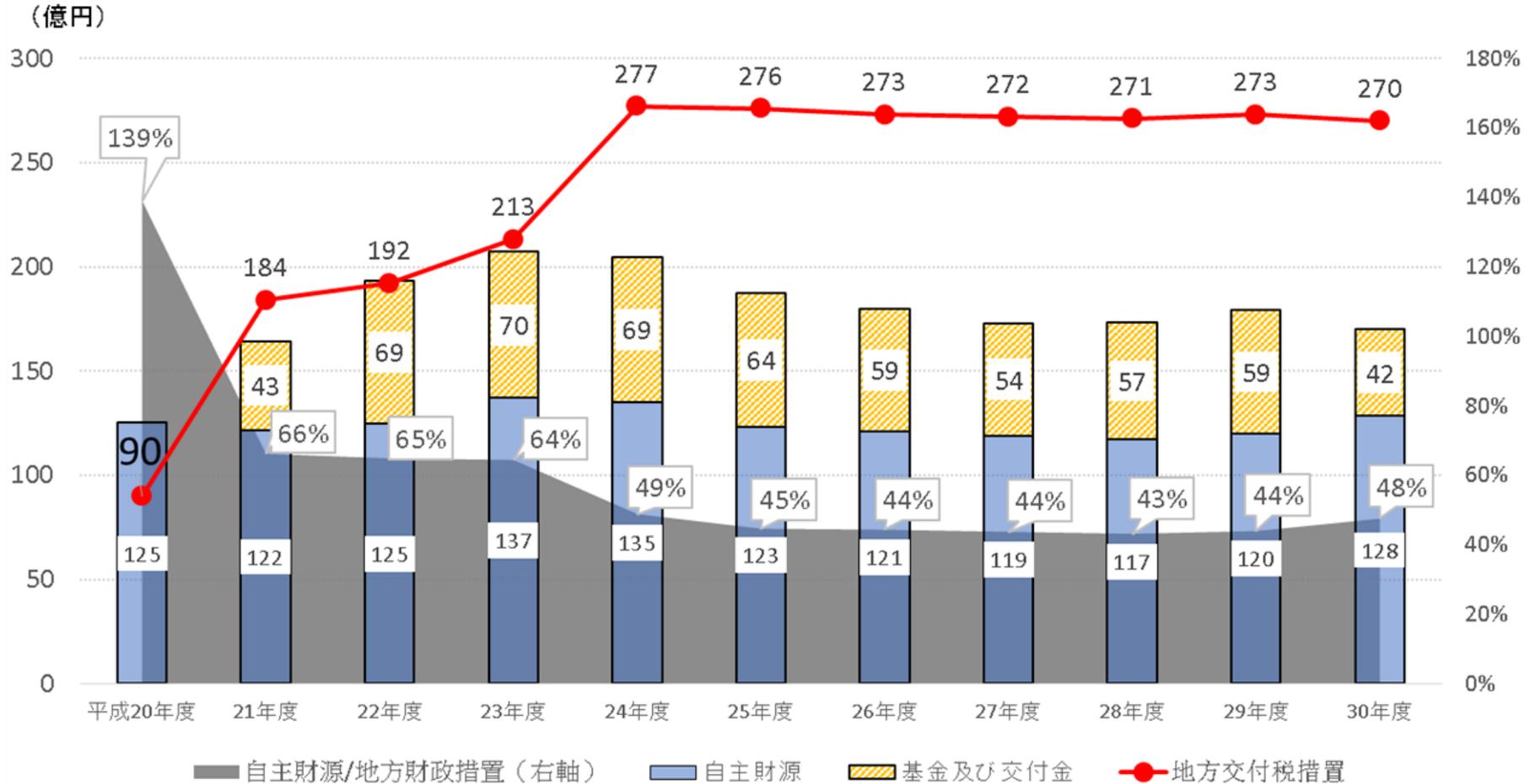
- ◆ 国として取り組むべき重要な消費者政策の推進について、PDCAサイクルによる進捗管理を行いながら、複数年(3年程度)の計画的な取組を支援。
- ◆ 国の政策による制度変更等について正確な情報を消費生活センターが消費者に提供できるよう、研修への参加費等を支援。
- ◆ 地方消費者行政推進交付金により整備してきた体制について、自主財源への移行期間における安定的な取組のための支援。

## ③ 国民生活センターによる支援

- 地方消費者行政の充実・強化のため、地方公共団体へのPIO-NETの配備、研修(地方公共団体職員、相談員向け)、相談(バックアップ相談、経由相談)、商品テスト等の事業を実施。

# 地方消費者行政予算の推移

- 消費者庁創設以来、地方交付税措置が増額された一方、地方の自主財源は概ね横ばい。
- 地方交付税措置に対して、交付金を除く地方の自主財源は50%を下回っている。



(注) 地方交付税措置は、国から地方に交付される普通交付税(単位費用)における消費者行政経費

# 地方消費者行政における主な事務について

事務の実施	具体的な内容	関係法令(主なもの)
①消費生活相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費生活相談、あっせん</li> <li>・相談員の確保</li> <li>・研修等を通じた相談の質の向上</li> <li>・法曹等専門家との連携による相談の質の確保 等</li> </ul>	消費者安全法
②消費者教育・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出前講座の実施</li> <li>・教育・広報・啓発用パンフレット・教材・コンテンツの作成</li> <li>・高齢者の見守りの実施</li> <li>・エシカル消費の推進、食品ロス削減の推進</li> <li>・消費者への注意喚起 等</li> </ul>	消費者教育推進法 消費者安全法
③事業者指導・法執行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前調査、立入検査</li> <li>・行政処分等実施</li> <li>・研修等を通じた消費者行政担当者のスキル向上</li> <li>・事業者向け教育・広報・啓発</li> <li>・消費者志向経営の推進 等</li> </ul>	景品表示法 特定商取引法 食品表示法 等
④その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者事故等の情報収集・提供(PIO-NETへの入力含む)</li> <li>・消費者団体支援、公益通報者保護 等</li> </ul>	消費者基本法 消費者安全法 公益通報者保護法 等

## 【参考】地方交付税措置(基準財政需要額)における消費者行政推進費

- 都道府県分は、標準団体(170万人)で96,343千円。
- 市町村分は、標準団体(10万人)で15,224千円。

### 都道府県分

(千円)

区分	経費	積算内容	
給与費 需用費等		(消費者行政推進費)	96,343
		消費生活相談員報酬、消費者啓発事業、研修講師謝礼、 備品購入費等 うち消費生活相談員報酬	30,848

### 市町村分

(千円)

区分	経費	積算内容	
給与費 需用費等		(消費者行政推進費)	15,224
		消費生活相談員報酬、研修講師謝礼、 備品購入費等 うち消費生活相談員報酬	6,270

(備考)「平成29年度地方交付税制度解説(単位費用篇) 地方交付税制度研究会編 より引用

# 地方消費者行政推進交付金の制度概要

- 消費者行政の充実・強化に取り組む地方自治体を支援  
(「消費生活相談体制の整備」と「消費者問題解決力の高い地域社会づくり」)
- 地域の事情に応じた取組が可能となるよう、メニュー方式により支援
- 国から提案する政策テーマに応じて、地方自治体が企画する先駆的プログラムを実施
- 毎年度の交付金の支出限度額は、各都道府県(管内市町村を含む)の消費者行政予算の総額の2分の1まで(被災4県及び熊本県は3分の2まで)
- 交付金の配分に当たりインセンティブを付与(相談体制の質の向上、相談員の処遇改善)
- 基金と異なり、単年度ごとに精算(やむを得ない場合は繰り越し)

約548億円

○地方消費者行政活性化基金

20年度2次補正 150億円 21年度補正 80億円

24年度当初 5億円(一般会計) / 3.6億円(復興特会※) 24年度補正 60.2億円

25年度当初 5億円(一般会計) / 7.3億円(復興特会※) 25年度補正 15億円

26年度当初 30億円(一般会計) / 7.0億円(復興特会※)

○地方消費者行政推進交付金

26年度補正 20億円

27年度当初 30億円(一般会計) / 4.8億円(復興特会※) 27年度補正 20億円

28年度当初 30億円(一般会計) / 4.8億円(復興特会※) 28年度補正 20億円

29年度当初 30億円(一般会計) / 4.8億円(復興特会※) 29年度補正 12億円

30年度当初 4.8億円(復興特会※) 31年度当初 3.7億円(復興特会※)

※30年度までは被災4県(岩手、宮城、福島、茨城)が対象。31年度は茨城除く3県。

## 事業メニュー

### 1. 消費生活相談機能整備・強化事業

- ・消費生活センターの整備(広域連携による整備を含む)
- ・専門的な消費生活相談への対応力強化(弁護士等専門家の活用)
- ・商品テスト機能の強化
- ・裁判外紛争処理機能の強化

### 2. 消費生活相談員養成事業

- ・消費生活相談員の計画的・集中的な養成

### 3. 消費生活相談員等レベルアップ事業

- ・消費生活相談員等の研修

### 4. 消費生活相談体制整備事業

- ・消費生活相談員の配置・増員、処遇改善

### 5. 市町村の基礎的な取組に対する支援事業

- ・都道府県による市町村支援

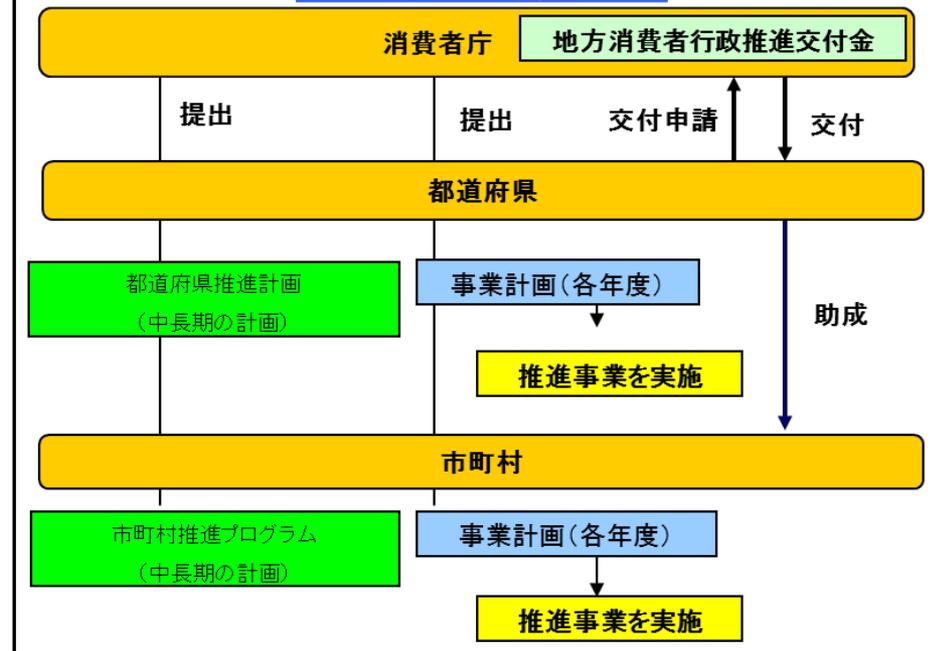
### 6. 地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業

- ・消費者教育の推進
- ・地域の見守りネットワーク推進
- ・地域のリーダー育成
- ・消費者団体の支援
- ・事業者指導や法執行強化
- ・先駆的プログラム等

### 7. 消費者安全法47条2項に基づく法定受託事務

- ・事業者への立入調査

## 事業の概要



# 地方消費者行政推進交付金に係る財政措置の活用期間について

- 地方消費者行政推進交付金における新規事業の開始は**平成29年度まで**としている。
- 各地方公共団体において長期的視点に立った体制整備を進められるようにするため、**個別事業ごとの交付金の活用期間**を定めている。
- 活用期間に沿って実施することにより**最長で39年度まで**交付金の財政支援は活用可能

		平成29年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	
自治体 類型	事業 メニュー	新規個別事業 の開始期限	平成29年度までに開始した事業を継続して支援										
		①消費生活センター等 整備	地方消費者行政推進交付金活用期間【3年】			首長表明による特例【+2年】							
通常自治体	②消費生活相談員 (人件費、研修費等)	地方消費者行政推進交付金活用期間【7年】							首長表明による特例【+2年】				
	③消費者教育・啓発等 (※4)	地方消費者行政推進交付金活用期間【7年】							首長表明による特例【+2年】				
	①消費生活センター等 整備	地方消費者行政推進交付金活用期間【5年】				首長表明による特例【+2年】							
小規模自治体 (※2)	②消費生活相談員 (人件費、研修費等)	地方消費者行政推進交付金活用期間【9年】									首長表明による特例【+2年】		
	③消費者教育・啓発等 (※4)	地方消費者行政推進交付金活用期間【9年】									首長表明による特例【+2年】		

※1 図上、平成29年度から開始した事業のみを抜粋しているが、平成28年度以前に実施したものについても、交付金の活用期間の適用を受ける。

※2 小規模自治体とは、人口5万人未満、かつ財政力指数0.4未満の市町村

※3 雇止めの規定をおく自治体は活用期間2年短縮

※4 効率的な事業執行を実現する観点から、一定の制約(1事業あたりの限度額(1500万円))を設定

# 地方消費者行政強化交付金

平成31年度政府予算 22億円

## 概要

- 国として取り組むべき重要な消費者政策の推進のため、積極的に取り組む地方公共団体に対して、PDCAサイクルによる進捗管理を行いながら、複数年(3年程度)の計画的な取組を支援する。
- 国の政策による制度変更等について正確な情報を消費生活センターが消費者に提供できるよう消費生活センターの機能の維持・充実を図るため、国が指定する研修への参加費等を支援する。
- 引き続き、どこに住んでいても質の高い相談・救済が受けられるよう体制整備を支援する。

## 地方消費者行政強化事業(補助率: 1/2※)

※自主財源化の充実への取組が不十分な地方公共団体に対し、一部3分の1の補助率を導入。

### ○ 重要消費者政策に対応する地方消費者行政の充実・強化 事業メニュー

#### (1)SDGsへの対応

- ・消費者安全確保地域協議会の構築等
- ・障害者に対する消費生活相談体制の整備
- ・食品ロス削減の取組
- ・倫理的(エシカル)消費の普及・促進
- ・消費者志向経営の普及・促進

#### (2)国の制度改正等に対応した重要消費者政策

- ・消費税率引上げ等への対応
- ・若年者への消費者教育の推進
- ・訪日・在日外国人向け相談窓口の整備
- ・法執行体制の強化
- ・風評被害の払拭のための取組
- ・公益通報者保護制度の推進
- ・適格消費者団体等の設立に向けた支援
- ・原料原産地表示制度の普及・啓発
- ・ギャンブル等依存症対策に係る取組
- ・高度情報化社会における相談対応の実施

### ○ 国の重要政策に係る消費生活相談員レベルアップ事業

#### 研修メニュー

- ・ギャンブル等依存症対策
- ・AV出演強要問題
- ・成年年齢引下げに係る法制度、消費者教育
- ・消費税率引上げ及び軽減税率制度の導入
- ・放射性物質に係る食品の風評被害
- ・新たな加工食品の原料原産地表示制度
- ・仮想通貨に関する問題
- ・破産・民事再生に関する手続
- ・医療法改正を踏まえた特定商取引に関する法律の理解促進
- ・サブリースに関する問題
- ・身元保証等高齢者サポートサービスに関する相談対応力の向上
- ・チケット不正転売対策

#### <補助対象>

- ・消費生活相談員
- ・消費者行政担当職員
- ・教員

## 地方消費者行政推進事業(旧地方消費者行政推進交付金)(補助率: 定額)

- 平成29年度までに『地方消費者行政推進交付金』等を活用し行ってきた消費生活相談体制の整備等の事業※について引き続き支援 ※被災4県及び熊本県においては、特例的に新規事業の立ち上げを支援。